

京都市上下水道局告示第14号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年5月28日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市南区吉祥院西ノ茶屋町73番1

勝田水道株式会社

代表取締役 勝田 健太

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市右京区龍安寺塔ノ下町21 ほたるアパートB室 から

京都市南区吉祥院西ノ茶屋町73番1 に変更

(上下水道局下水道部管理課)